

2021年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2021年12月3日（金）10:00

◎永井佑議員の一般質問（60分）

1. 学生支援に
2. ジェンダー平等社会への実現
3. 少人数学級の拡充
4. メイト黒崎



永井佑議員への答弁と再質問 音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 北橋市長〔補助金以外の学生支援について〕
〔学生へのメンタルヘルス支援について〕
〔性的マイノリティの方々への支援について〕
- 企画調整局長〔食料支援の情報提供について〕
〔学生へのメンタルヘルス支援について〕
- 総務局長〔男女間の賃金格差の是正について〕
〔男性職員の育児休暇の取得促進について〕
- 教育長〔教育現場での性的マイノリティに関する啓発活動について〕
〔少人数学級は20人程度に 中学校3年生まで拡大を〕
〔本市独自で教職員の緊急雇用を〕
- 建築都市局長〔黒崎メイトビルについて〕
- 永井佑議員〔食料支援の情報提供について〕
- 企画調整局長
- 永井佑議員
- 北橋市長
- 永井佑議員
- 企画調整局長
- 永井佑議員〔性的マイノリティの方々への支援について〕
- 保健福祉局長
- 永井佑議員
- 北橋市長

◎永井佑議員の一般質問（60分）

日本共産党の永井佑です。会派を代表して一般質問を行います。

学生支援について尋ねます。

9月議会ではコロナ禍で困窮する学生へ、応援給付金の再支給や市独自の学生支援制度を創設すべきと提案しました。

食料支援に多くの学生が食料や日用品を求めてきていることを紹介し、学生全体、せめて、『応援給付金の受給者』に対して、食料支援団体の情報提供をすべきと要望しました。

その後の決算特別委員会で我が党、大石議員が「応援給付金受給者に食料支援団体の情報提供をすべき」と質問したところ、企画調整局からは「個人情報保護法の観点から、少し難しい」と答弁がありました。

企画調整局は、個人情報の保護に関する法律の第16条により、「個人情報取扱事業者」は知り得た情報を二次転用する事は出来ないとの見解でした。

しかし、北九州市などの地方公共団体は「個人情報取扱事業者」に含まれないと、個人情報の保護に関する法律の中にしっかりと明記されており、解釈は誤っています。

各地方公共団体は、それぞれが策定する個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱っています。

本市の条例においては、第7条第1項において、目的外の保有について禁止しています。しかし、同条第2項及び3項には合理的に認められる範囲であれば、利用目的を変更して可能とすることや北九州市個人情報保護審査会へ利用目的の変更が可能か意見を聴くことも出来るとあります。

北九州市個人情報保護条例の第12条には人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は利用可能としています。今学生たちは、生命、身体の保護が緊急に必要な時と云えないでしょうか。コロナ禍で困窮し、大学や有志の支援で何とか生活している学生も少なくありません。市は応援給付金の支給にとどまらず、支援を求めた学生へ寄り添うべきです。

そこで尋ねます。

北九州市個人情報保護条例に則り、応援給付金受給者に市内にある食料支援団体の情報提供を行い、コロナで困窮する学生へ食料や日用品が行き渡る仕組みを作るべきです。答弁を求めます。①

本市では、コロナ禍における大学生へのメンタルヘルスに関する調査を行っています。

調査では、半数以上の学生が誰かに相談したいと回答し、「この大学生活に意味があるのか不安」「とにかく人生の中で楽しいとされる大学生活がこのような形になり悲しいし悔しい」と心の窮状を訴えています。

各大学が実施するメンタルヘルスを充実させる事業に市は補助金を出していますが、担当課は詳細を掴んでいません。実施状況も十分に把握されず、寄り添った支援とは言えません。

市として補助金を出し、支援するのであれば、事業内容について調査、検証を行い、学生へ必要な支援が行き届くよう各大学へ働きかけるべきです。答弁を求めます。②

実態調査自体も不十分であるとともに、「困っている」という回答がありながら、それに対して、具体的な対応をとらないことは大問題です。

私はこの間3回にわたり議会で学生の実態を伝え、さらなる応援給付金や返さなくていい奨学金の創設、そして食料支援団体の紹介など、具体的に求めてきました。

補助金を出すだけでなく、市が直接実施する、具体的な支援策を打ち出すべきです。答弁を求めます。③

本市のジェンダー平等社会の実現について2点尋ねます。

世界経済フォーラムが公表した、男女の格差を数値化したジェンダーギャップ指数では、日本の男女間の格差は世界に比べて高く、2021年の順位は156か国中120位です。

要因の一つは男女間の賃金格差です。今年3月に厚生労働省が公表した賃金構造基本統計調査では、女性の賃金は男性の約7割です。

国税庁の民間給与実態統計調査でも、非正規を含む平均給与は、男性532万円、女性293万円です。40年勤続で計算すると、生涯賃金では1億円近い格差です。

そこで尋ねます。

コロナ禍も相まって、賃金格差は重大な問題となっています。パートなどの非正規で雇用されているシングルマザーたちが仕事を失い、生活苦から自ら命を絶つ女性が増加しました。

男女の賃金格差解消を具体的に行うのは各企業ですが、その取組を呼びかけ、応援することは市としてもできることではないでしょうか。

市内企業に対して、①男女間の賃金格差是正のための策をとるように働きかけることと、②市内企業の賃金格差解消に向けた先進的な取組について、市HPや広報媒体などを活用し紹介すべきです。答弁を求めます。④

2021年6月に育児・介護休業法が改正され、2022年4月から、育児休業取得を促進するため、雇用主には制度の周知徹底や取得の意向確認など、環境整備への義務化がなされます。ジェンダー平等社会の実現に向け、意欲的な取組が求められます。

男女共同参画社会を推進する本市において、2020年度の市女性職員の育児休業取得率は100%であり、男性の取得率は42.7%と、取組開始時から約8倍に急上昇しています。しかし、所属部門ごとに見ると取得に差が見られ、今後の改善が必要です。

そこでお尋ねします。

本市は市内企業へ北九州イクボス同盟の加盟促進を行っていますが、肝心な育児休業取得状況の調査を行っていません。

加盟促進だけでなく、現況を調査し課題を把握しなければ、必要な啓発や支援も出来ません。北九州イクボス同盟の全企業へ育児休業取得状況を調査し、市がインセンティブを与えることで、男性社員の育児休の取得促進を求めていくべきです。答弁を求めます。⑤

性的マイノリティへの支援について2点尋ねます。

1点目です。本市は令和元年より、性同一性障害に関する相談窓口を設けています。「ホルモン療法はどこで受けられるのか」「LGBTQなど性的マイノリティの当事者団体を紹介してほしい」などの相談が市内外から寄せられていますが、令和元年度は14件、令和2年度は23件、今年度は3件と相談実績は多いと言えない状況です。

私は、市内在住の身体は男性で、心は女性である、トランスジェンダーの方に日常生活での経験を伺いました。入院中に女子トイレの使用を求めても、認められず男子トイレに行かざるを得なかったことや公衆トイレへ入りづらいので、多様な性に配慮したトイレを設置してほしいといった思いを話してくれました。お話を伺う中で、「相談窓口があることを知らなかった」「身近に相談窓口があれば相談したい」と、相談窓口が周知されていないことや支援が届いていない実態が見えてきました。

当事者の方々は、性的マイノリティについての理解が進み、LGBT平等法の実現を待ち望まれています。

本市は令和元年7月1日から北九州市パートナーシップ宣誓制度で、性的マイノリティの方々の多様性を認め、生き方を後押しする取り組みを開始しています。

多様性を認め、性的マイノリティの方々も含めたすべての人が認められる社会を作る為に、悩みを抱えている方々の声を積極的に聞き取る必要があります。

本市が設置する性的マイノリティの相談窓口は電話受付や面談が主です。

自身のセクシャリティについて悩みを持つのは圧倒的に10代からの若い世代であり、相談をいきなり電話や面談で、というのはハードルが高いと考えます。相談窓口の周知と、相談しやすい環境整備を求めて、尋ねます。

市政だよりやSNS、報道機関などを活用した相談窓口の周知や、周知のためのパンフレットを様々なところに設置してはいかがですか。10代の若者が日常的に使用するSNSやメールでも相談受付を可能とする体制を整備すべきです。答弁を求めます。⑥

2点目は教育現場での啓発活動についてです。

多様性を認め、性的マイノリティの方々も含めたすべての人が認められる社会を作る為には教育現場での啓発が必要不可欠です。

福岡県では人権教育・啓発基本指針を定め、12月の人権週間において、教育現場での啓発活動が行われるよう、教材を提供し、活用を促しています。

本市でも、北九州市人権問題啓発推進協議会が、「モモマルくんと考えよう！LGBT編1・2」を発行・配信しています。未就学児にも分かりやすい内容であり、トランスジェンダーに悩むオオカミを通し、様々な動物が多様性を認め合う様子を紹介し、「ありのまま」で良いと言うメッセージが発せられています。日常生活の中で、楽しく知れる、学べる環境づくりが必要であり、啓発活動を行う教育機関や保護者の学習機会を設けることも大切です。そこで尋ねます。

新たな取組や工夫を行い、啓発を進める必要があります。

当事者の意見を反映した資料の作成や提供、市内小中学校に様々な専門家や相談センターの方、専門にしているNPO法人の方を講師として招くなど、市内小中学校の子ども達や教員、保護者に対して、より現実味のある啓発を行うべきです。答弁を求めます。⑦

少人数学級の拡充に2点尋ねます。

新型コロナウイルスの感染拡大を機に高まった少人数学級を求める声に押され、政府は2021年度から5年間かけ小学校全学年の学級編制を40人から35人に引き下げる計画を示しています。

国に先駆け本市では、今年度、35人以下学級を小学校全学年に拡大していますが、特別支援学級に所属する児童が通常の学級で交流学习に参加する場合は、36人以上学級になっている教室などがあり、毎日の健康チェックなどのコロナ対策やタブレット導入などにより教員の負担は増しています。

文部科学省は、2022年度予算案の概算要求を発表し、小学校で35人学級を実現するために3290人の教職員定数改善を要求しましたが、少子化などによる教職員減を見込んでおり、全体では定数減です。

市内の小学校の教員にお話を伺ったところ「4月から35人以下になったが、少人数になった実感がない。クラスに30人以上いては、きめこまやかな教育環境とは程遠い」「もっと教員を増やしてほしい。」「高学年の授業を担当する専門科目教員を配置してほしい」とのことでした。

保護者からも「子どもがコロナ禍の分散登校時には、手を上げやすかった、先生に質問しやすかったと言っている。もっと進めて欲しい」と声がありました。

現状は、本来の目的である、誰一人取り残さない教育とは言い難い状況です。

そこで尋ねます。

保護者や教員の声は、さらなる少人数学級の実現を求めています。早急に 20 人程度の学級へ改善し、中学校も 3 年生まで拡大する計画を立てるべきです。答弁を求めます。⑧

現場の教員は、「数時間専科教員が受け持ってくれたら余裕もでき、生徒へ目が行き届く。子どもが笑う学校にしたい」と話します。

教員の負担を軽減し、さらなる少人数学級化に向けた整備を進めるためにも、国へ加配定数の改善を要求する事はもちろん、本市独自で緊急に教員を雇用すべきです。答弁を求めます。⑨

メイト黒崎の破産と、黒崎の再生について、尋ねます。

メイト黒崎が 2020 年 1 月 24 日に破産を申請し、保全管理人による事業譲渡先探しが行われてきましたが、結果引き取り先が決まらず、2020 年 8 月に井筒屋黒崎店は閉店し、8 月末には全テナントが退店しました。

破産管財人は、地権者への状況説明や不動産売却などに向けて協議を行ってきましたが、2021 年 10 月末で不動産売却を断念することとなり、メイト黒崎ビルの敷地は 10 月 26 日に閉鎖されました。

今後、地権者を中心とした協議が継続されますが、1 日も早い、再生に向けた方向性の決定と、具体的な再生計画が求められています。本市には都市再生推進部もあり、黒崎地域の街づくりに責任があります。

黒崎商店街で店舗を営む市民へ聞き取りを行ったところ「まずは、自分たちのお客さんを守っていくのが精いっぱい。」という声の一方で「商店街を営む市民の声を反映した再生計画を作ってほしい。私たちに聞き取りを行ってほしい」と再生を待ち望む声がありました。

そこで尋ねます。

2001 年 11 月にオープンしたコムシティは、わずか 1 年半で破綻し、8 年以上、幽霊ビルでしたが、八幡西区議員協議会の提言や、関係者の努力で 2013 年 4 月に再開されました。再生にあたり、コムシティの二の舞は絶対に避けなければなりません。

1979 年 10 月にオープンしたメイト黒崎ビルは、建設から 42 年経過しており、耐震化の課題、ビルの解体費に数十億を要すること等、ハード面での課題も山積しています。

黒崎地域の再生のために、課題解決とともに、商業、業務、住宅ニーズを把握し、地権者の意見、商店街や西区住民の声を活かした再生計画を策定し、黒崎地域再生に向けて、必要な支援を含め、対策を講ずる必要があると考えますが、答弁を求めます。⑩

●北橋市長

〔補助金以外の学生支援について〕

永井議員のご質問にお答えいたします。

まず学生支援の中で補助金以外に市が直接実施する支援策を打ち出すべきではないかというご質問であります。新型コロナウイルスの影響が続く中で、それぞれの大学は入学式などの行事の中止や、学内への入校への禁止、また部活動や課外活動の制限などの措置を感染状況に応じて実施しています。

また感染拡大期には、学生はオンラインによる授業を余儀なくされ、学生同士のコミュニケーションが思うようにとれず、外出の自粛や飲食店などへの営業自粛の要請によって、アルバイトもできない状況が続きました。本市にとりまして、若者世代は町の将来を担う貴重な人材であります。学生生活への期待に胸を膨らませていた新入生や、コロナの影響を受け続けている2年生をはじめ、孤独な日々を絶え、感染状況が不安定な現在もなお将来に向けて不安を募らせながら、毎日を過ごしている学生の状況を思うと胸が痛みます。こうした中で、市は北九州市立大学の設置者として、学生の経済的負担の軽減や学びの環境を整備するため、まず令和2年9月に経済的な理由での退学を防ぐために、大学は独自に実施する授業料の減免制度を支援いたしました。

また同時に感染症の拡大防止と学びの質の向上の両立を図ることを目的に、遠隔授業のための環境整備費などの支援を行いました。また令和3年2月には新しい生活様式のもとでの授業に向けて、教室を分散しながら同じ授業を受講できる環境の整備や、コロナの感染拡大防止に係る特別清掃費などの経費を支援いたしております。さらに市はコロナの影響が長期期間続いているという状況を鑑み、今年の2月市内大学などの学生、および市内に住民登録し市外の大学などに通学する学生で、経済的に困窮している学生に対して、学生応援給付金制度を創設し、4,137人の学生に1人当たり5万円を支給いたしました。住民税が非課税であるかどうかに関わらず、こうした幅広い学生を対象に給付金を支給した政令市は他にありません。かなり手厚いものであったと考えております。

今年の5月にはコロナ禍において、さまざまなストレスを抱えている学生に対して、心身の状況を図るためのメンタルヘルスに関する調査を実施いたしました。調査結果は、各大学にフィードバックし、学生に必要な対策を講じていただくとともに、9月には各大学に対し、その対策の費用の一部を補助しております。

市は北九州市大学の設置者として、このように市内の大学の学生などを支援する立場から、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、具体的な支援策を講じてきております。今後とも学生の学びの継続を支援するため、各大学などと連携を図り、必要な時に必要な支援を行ってまいります。

次にジェンダー平等社会に関連し、性的マイノリティへの支援についてご質問がございました。LGBTなどの性的マイノリティに対する社会的な関心は高まっておりますが、当事者の方は、周囲の理解不足や、偏見などにより、さまざまな不安や、困難生きづらさを掲げ抱えていることは承知しております。このため本市としましては、LGBTに対応している相談窓口として、広く人権に関する相談については人権推進センター、性別をめぐる人権侵害については男女共同参画センター、子どもを対象とする場合は24時間子ども相談ホットラインなどを設けております。

性的マイノリティの中でも、医学的対応が必要となる性同一性障害に関しましては、精神保健福祉センターにおきまして、医師や保健師心理士などの専門職が、個別に相談を受け診断治療の流れの説明や、対応可能な医療機関の情報提供などを行っております。

市民への周知であります。人権推進センターでは、これらの相談窓口を紹介するチラシやリーフレットを作成し、区役所市民センターなどで配布しております。加えて出前公演や、人権研修などにおける啓発資料にも、相談窓口を掲載し、周知を図っております。

またLGBTに関する相談では、本人の相談内容をしっかりと傾聴し、真意や様子などを、より正確に把握するため、直接対話方式で行うことを原則にしています。今後の対応であります。議員ご指摘のSNSなどの活用については、これまでもさまざまな人権啓発において、YouTubeやInstagramを活用しております。今後はこうしたツールを用いて、相談窓口の周知を図ってまいります。また相談者の方とつながりやすくするため、相談受付の段階でSNSなどを活用する方策について、検討してまいります。第4質問は、教育長関係局長からお答えをさせていただきます。

●企画調整局長

〔食料支援の情報提供について〕

私からは学生支援のうち、残りの2問について順次お答えします。

まず個人情報保護条例に則り、応援給付金受給者に、市内にある食糧支援団体の情報提供を行って、困窮する学生に食料や日用品が行き渡る仕組みを作るべきとのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、アルバイト収入の減収などによって、生活費を切り詰めながら、学業を継続している学生がいることについては、私どもも承知しています。そのため、各大学においては、食料品などの支援の申し出があった場合、支援団体等の意向に沿う形で、学生に適宜情報提供をしています。また前回は答弁しましたが、市に相談いただいた場合には、その意向を伺いながら、該当の大学につなぎたいと考えています。

一方で個人情報を保護条例では、原則として市が個人情報を取得した元々の目的以外で、保有する個人情報を利用することは認められていません。個人情報の利用および提供の制限

について規定する条例第12条のうち、2項4号で議員ご指摘のとおり、それは地震などの大規模災害等で、本人の同意を得る時間的な余裕がない中で、生命身体または財産を保護するために、個人情報の目的外利用を可能とするもので、今回の応援給付金受給者へ食料支援団体情報を提供するその根拠とすることは、難しいと考えています。

また仮に個人情報の保有の制限等を起点する条例第7条第2項を拡大解釈できたとしても、応援給付金に係る情報は本年1月のものです。そのため、当時の4年生はすでに卒業しています。またこの10カ月の社会状況の変化を考えますと、現在の困窮学生の姿を反映しているか疑念があるところです。

学生に対する大学の役割についてですが、各大学は法令に基づき、学生の就学の継続や心身の健康に対する責務を負っています。その責務を果たすために、授業や課外活動等の機会を通じて、一番近くで学生を見守りながら、その学習状況や生活状況の把握に努めています。そのため、市はこれまで学生応援給付金制度をはじめ、市内の大学生を対象に事業等を実施する際には、原則として大学を通じて行ってきました。これは、支援を必要とする学生に、必要な情報を適切に届けることにもつながります。

食料支援団体等から学生の支援については、支援物資やその数量提供方法等がさまざまであり、定型的なルールが確立しづらいために、大学は支援物資が学生に確実に届くよう、これまでも団体等に対し、案件ごとに大学と調整を図っていただくことをお願いしています。また学生も授業の休校や試験に関する連絡など、大学が発信する情報には、常日頃から関心を持って学生生活を送っています。市といたしましては、食料支援団体等のご厚意と、真に食料の必要食料の支援が必要な学生との調整には、学生を近くで見守り、その状況を一番に把握している各大学の関与が必要であると考え、市が特定の学生に対して、直接メール等で情報提供することは考えていません。

〔学生へのメンタルヘルス支援について〕

続きましてメンタルヘルスを充実させる事業に補助金を出し支援するのであれば、その内容について調査検証を行い、学生に必要な支援が行き届くよう、大学に働きかけるべきとのご質問に答弁します。

まず市が、学生のメンタルヘルス調査を行い、その後の大学における学生へのフォローに対して、補助することに至った経緯です。昨年以来の長引く新型コロナウイルスの影響で、オンライン授業やサークル活動の自粛などにより、精神的な不安を抱える学生が生じていることを受け、各大学では、カウンセリングを行うなど、学生のメンタルヘルスを維持するために、必要な措置を講じてきています。そのような中で、コロナ禍における学生の窮状について、市内大学と情報交換する中で、アルバイト代の減収等で困窮する学生への経済支援などに加えて、市としても学生のメンタルヘルス支援を行うことの重要性について認識をしまし

た。そのため多くの大学などで、すでに活用実績のあるメンタルヘルスに関する調査を実施することとしました。その調査結果を受けて、大学が学生への支援をさらに充実させる場合には、その新たな取り組みに対して費用の一部を補助することとしたものです。

現在各大学では、市の補助金も活用しながら、相談体制の強化を図るための臨床心理士の雇用や、メンタルヘルス関連のホームページの拡充、また留学生向けガイドブックの配布、その他学生が相談しやすいような相談室の環境整備など、メンタルヘルス対策の充実に今まきに取り組んでいます。また市の調査結果をもとに、支援が必要と思われる学生に対しては、電話やメールで連絡を取り、学生の心身の状況に応じて、個別面談を行うなど対応を図っているところです。

今回のメンタルヘルス支援にあつては、補助金交付要項に基づいて、各大学からの申請内容を適正に審査し交付決定を行いました。また年度末の授業実施後には、その成果について報告を求めることとしています。市としましても、今回の支援が、学生の安心で充実した学生生活につながることを心から願っています。

●総務局長

〔男女間の賃金格差の是正について〕

私からは、ジェンダー平等社会の実現のうち、2点ご質問がありました。最初に男女の賃金格差解消のため、市内企業に賃金格差是正策を取るよう働きかけ、先進的な取り組みを市ホームページなど広報すべきとの質問に答弁します。男女間の賃金格差の解消、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保は、ジェンダー平等社会の実現への重要な課題であり、これまで男女雇用機会均等法の施行など、法的枠組みは整備されてきています。しかし、厚生労働省賃金構造基本統計調査によりますと、令和2年の所定内給与格差は、男性一般労働者を100とした場合、女性一般労働者の給与水準は、74.3とした、25.7の差があります。平成元年は60.2であり、長期的には縮小傾向ですが、依然格差は存在しています。

その理由として、雇用者に占める非正規雇用者の割合は、男性22%に対して、女性は、54%と割合が高いこと、正社員の平均勤続年数が、男性13.8年に対して、女性は、9.8年と4年の差があること、管理職に占める女性比率が13.3%と低いことなどが考えられています。このため国は、男女間の賃金格差解消のためのガイドラインを示すとともに、正規雇用化などに取り組むうち企業への助成を行ってまき。さらに、女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定や、情報公開の義務付けの対象を、常時雇用する労働者数が301人以上から101人以上の事業主に拡大し、企業における女性活躍の取り組みを促すこととしています。

本市でも北九州商工会議所等と連携し、北九州イクボス同盟への加盟促進を通じて、市内企業に女性が働き続けられる環境づくりや、女性管理職登用の取り組みを働きかけています。

また北九州市女性活躍ワークライフバランス表彰により、子育て中の女性を含めた非正規社員の正社員化など企業の有料事例をリーフレットやホームページなどで広く紹介しています。

今後とも市内企業や就職希望の学生などが集まるさまざまな機会を捉え、女性が働く環境の充実を啓発とともに市内企業の取り組みを積極的にPRしていきたいと考えています。

〔男性職員の育児休暇の取得促進について〕

続きまして、北九州イクボス同盟の全企業への育児休業取得状況を調査するなどして、男性社員の育児休業の取得促進を求めていくべきとの質問に答弁します。

男性の育児休業取得は、配偶者との公平な育児負担に対応したり、配偶者の体調不良や精神的な不安の軽減につながるだけではなく、男性自身の能力向上や職場における業務改善など、生産性向上にもつながる重要なものであると考えています。また本市が推進するSDGSの最も重要なテーマの一つです。ジェンダー平等の実現のためにも、男性の育児参画は不可欠です。市内企業の男性育児休業取得率については、男女共同参画センタームーブが、従業員数50人以上の事業所1364事業所を対象に実施した調査によりますと、令和2年度は12.6%であり、これは令和2年度の全国平均12.7%と同程度です。

今後とも継続的に調査を行うことで、市内企業における男性の育児休業取得の状況や、課題を把握し、取り組みを検討したいと考えています。市内企業に対するインセンティブについては、国が男性の育児休業と取得を促進する仕組みを整えた事業所に、助成金を支給しています。本市ではそのような金銭的支援も含め、両立支援に関する助成制度をまとめた冊子を独自に作成し、それを広く配布し、周知しています。また各種助成金の活用や就業規則の整備などについて、社会保険労務士による支援を、中小企業であれば無料で受けられる仕組みも設けています。加えて男性の育児休業取得を促進している企業を表彰し、広報することも当該企業における人材確保等の一助となり、インセンティブに当たると考えています。

さらに、市内企業が集まる会議や、北九州イクボス同盟の加盟団体に向けた研修会、メールマガジン配信など、さまざまな機会に男性の育児休業取得の重要性や取り組みの好事例等を情報提供しています。今後とも本市職員が率先推進し、多様な働きかけを行うことで、市内全体に広く男性の休業取得を浸透させたいと考えています。

●教育長

〔教育現場での性的マイノリティに関する啓発活動について〕

教育の分野に関しまして2点答えます。

まずジェンダー平等社会への実現に関して、市内小中学校でより現実味のある啓発を行うべきだとのお尋ねについてお答えします。

教育現場におけます啓発ですが、性的マイノリティとすべての人が認められる社会を築く気づくためには、児童生徒への人権教育や、保護者への啓発活動が大切であると認識しています。

学校現場での取り組みですが、性的マイノリティへの理解を深めるために教職員への研修を行うとともに、さまざまな工夫を行いながら、児童生徒への指導に取り組んでいるところです。具体的に紹介いたします。まず教職員の研修ですが、学校では本市が独自に作成いたしました教職員のためのLGBTQの子どもたちへの支援ハンドブックというものを活用いたしまして、LGBTQの研修を人権教育校内研修年間計画の中に、きちんと位置づけ、実施しているところです。

また小中学校の研修会では、トランスジェンダーの方を講師として招いて、男性として生まれた生徒がスカートを履きづらい現状についての講演など、教職員の理解を深めています。児童生徒への人権教育ですが、授業では性的マイノリティについて小学校版では新版命です。その中の男女ではなく、人間としてという教材などをもとに学習をしています。また性的マイノリティの当事者が体験談を話したり、臨床心理士や精神科医による性の多様性の後援会などを行ったりしています。

さらに、明日への伝言板の性的マイノリティに関する視聴覚教材を学習に取り入れたり、給食時間に放送したりするなど工夫しながら、児童生徒への啓発活動にも取り組んでいます。また保護者への啓発ですが、保護者の学習の場である家庭教育学級では、性的マイノリティの当事者や専門家を講師として招いて、ジェンダー平等についての理解を深める学習会を行っています。

今後も教育委員会としまして、児童生徒が性的マイノリティに関して、正しく理解して実践できるように、これからも継続的に、人権教育や啓発活動に全力で取り組んでいきます。

〔少人数学級は20人程度に、中学校3年生まで拡大を〕

続きまして、少人数学級の拡充のために20人程度の学級や中学校3年生まで少人数学級の拡大の計画を立てるべきという質問と、本市独自で教員を緊急に雇用すべきであるという質問、この2点合わせてお答え申し上げます。

本市における少人数学級編成については、他都市と比較しても進んでいます。国から配当された加配教員等を活用し、児童生徒に対するきめ細かな教育や、学校における業務改善、学力体力の向上等の教育課題に取り組んでいるところです。

このような中、国においては義務標準法の一部が改正されて、令和3年度から5年かけて、小学校の学級編成の標準が40人から35人に、段階的に引き下げられることとなりました。

本市においては、この法改正を契機として、今年度から国に先んじて、小学校全学年で35人以下学級を実施しました。同時に専科指導少人数指導にも、引き続き取り組むことで、きめ細かな指導と教員の働き方改革の推進の両立を図っているところです。

20人学級や中学校の少人数学級編成に対します本市の考え方ですが、小学校の20人程度の学級に関しては、現時点では考えていません。まずは35人以下学級を着実に実施することによって、これまで以上にきめ細かな指導を実現して、教育の質の向上を図りたいと考えています。

一方中学校においては、今回の法改正では、学級編成の標準の見直しが行われなかったために、増給に必要な基礎定数が措置されないことから、現時点では中学校全学年に、35人以下学級を拡充することまでは考えていません。

なお中学校における35人以下学級の編成の拡充については、指定都市教育委員会協議会等を通じ、国に対する教職員配置の充実改善の要望を続けているところです。

〔本市独自で教職員の緊急雇用を〕

また教員配置の基本的な考え方ですが、本市の教員配置に関しては、児童生徒数に基づき算定される基礎定数と、毎年度の予算の範囲内で国から措置されます。加配定数の範囲内で、教員を配置するという基本的な考え方のもとで、学校教育の充実を図ってきました。

本市ではこの加配定数等の活用によって、小学校全校において、理科外国語体育を中心に専科指導を実施しています。その結果、今年度小学校高学年の担任においては、平均して1週間あたり4時間の空き時間を作ることができて、学校現場からも空き時間に授業の準備ができてありがたいとか、客観的に児童を見ることができるとの声も聞かれています。

このような取り組みにより、教員の空き時間の確保に努めているものの、さらなる少人数学級の推進には、国の教員提出の改善により増員が必要不可欠であると考えています。

なお末松慎介文部科学大臣は、10月の下旬に報道各社の取材に対し、中学校の35人学級化や、さらなる少人数化を考えたいという発言をされています。今後国において、少人数学級のあり方が議論されることと考えています。いずれにしましても、さらなる少人数学級の推進に関しては、このような国の動向を慎重に注視していきます。

●建築都市局長

〔黒崎メイトビルについて〕

私からはメイト黒崎についての質問にお答えします。

黒崎メイドビルは黒崎の街の顔として、長い間市民に慣れ親しまれてきた施設で、駅前の1等地という非常にポテンシャルの高い場所にあります。ビルの閉鎖は、非常に残念に思っています。

株式会社メイト黒崎所有の不動産です。黒崎メイドビルの区分所有権と、土地の共有を持ち分および借地権については、破産管財人による任意売却手続きが進められてきましたが、条件に見合う応札はありませんでした。破産管財人は、このまま任意売却を進めても、コストがかかり、債権者へ弁済する財産を減らし続けることにつながるため、令和3年11月5日裁判所からの許可を受けて、当該不動産を破産財団から放棄することとなりました。市としては、メイト黒崎所有の不動産の売却は、容易ではないということは認識していますが、まずは土地所有者や、建物の区分所有者などの利害関係者が再生に向けて、その財産活用について意見をまとめ、協力することが重要と考えています。その上で利害関係者が、新たに購入する者を探して、双方でビルの耐震性や解体費の捻出などの課題について、協議を進めていくものと考えています。

いずれにしても、ビルの再生は黒崎のまちづくりにおいて、重要な課題であると認識しています。利害関係者の動向を注視して、財産活用について意見がまとまって、黒崎の町の活性化につながるようできる限りの支援をしていきます。

■永井佑議員

第二質問いきます。まず答弁を整理したいと思います。

〔食料支援の情報提供について〕

学生の食料支援団体の情報提供について、個人情報保護条例も用いて実行可能だと追求しましたが、できないとの回答でした。また応援給付金など先進的な取り組み支援を十分しているということでした。学生たちはコロナ禍でバイトが十分できないで、新たな感染拡大の懸念もあります。生活への不安を抱え、誰かに相談したいと市の調査でもあります。これは先ほどお伝えした結果なわけで、条例にあるように生命身体の保護が必要な時という認識で、支援していくことが自治体の役割ではないかなと考えます。100歩譲って、条例上できなくとも、市民の命と暮らしを守るためなら支援ができる条例を作る体制は必要ではないでしょうか答弁お願いします。

●企画調整局長

市民の生命、それから財産を守るということは、もともと行政の本務ですので、条例を改めて設置するかどうかということについては、そこまで必要がないかなとは思っています。ただこれまでも、市長含め答弁申し上げ

てきましたが、我々は本当に折々で国の動向も見ながら、各大学の法人がやっている支援、そういったものの情報もいただきながら、その隙間を埋めるように、努力してきたつもりです。また今後も感染状況を見ながら、できる支援を行っていきたいと思っていますところです。

■永井佑議員

先ほどの答弁をいただきましたが、食料支援の情報を、大学を通じて配布ができるように工夫をされていると思いますが、市として、困窮していて声を上げられない学生に、こちらから歩み寄って支援をすべきだと私は今言っています。学生の実態を詳細につかんでいるのかと、今疑問を少し感じます。今日質問する上で、学生支援に対して、後ろ向きと捉えざるを得ないことも実際感じます。大学担当の方にお話を事前に聞きました。そのまま紹介しますが、『バイトでどんどんお金も稼いで、食料支援なんて必要ないわけでしょ。人によりますけどね。そういう人もいるわけじゃないですか』とか、『今、もうバイトがどんどんできて、稼げてて、そういう人がそういう情報を欲しているかどうかですよね。迷惑になるじゃないですか』と、こういう発言がありました。学生は困ってないから支援する必要はないとも言えるありえない回答だと感じました。私が『実態を調べていたら、それは言えることでしょうか。そうではないですよ。』と聞くと、『わからないからですね』と言われました。実態をつかまず、憶測で決めつけることは大変問題があると思います。今もう学生困ってないという点に反論するならば、市の担当者の方も、先日まさにその目で確認された事例はあると思います。昨日の答弁でも紹介されましたが、世界体操で食べきれなかった食品の提供を北九州市立大学のホームページで告知をすると、3日間で約200名の学生が訪れ、夜中でも一人暮らしの学生が訪れたといえます。この点でも、端的に今現在も学生が困っていると認識となるはずですが。

また市は、大学が行う学生のメンタルケア事業に補助金を出されています。補助金で大学が行ったことは、カウンセリング室の備品購入、臨床心理士の新規雇用、学生が今も困っているからこそ、このような補助金の活用だと思います。アンケートで切実な実態が寄せられながら、困っている学生を目にしながら、条例もながら検討していただけない、必要はないという答弁でした。大きな予算がかからない食料支援団体の情報提供を行わない、この北九州市の市政は大問題と言わざるを得ません。

改めて求めたいと思います。市自身が行ったアンケートに基づき、そこに寄せられた声をしっかり受け止めて支援に動くこと。市長はどのようにお考えですか。大学担当の方と同じく学生の実態を憶測で判断するこういう認識でよろしいのでしょうか、答弁お願いします。

●北橋市長

コロナ渦の中で、学生の皆さんが大変苦勞されている状況については、私どもなりに胸を痛めておりますし、できる限りの応援をしようということで、この間取り組んでおります。先ほど、一つの事例で申し上げましたけれども、困窮学生への支援金にしましても、他の自治体と比べていただければわかると思いますが、精一杯のことは、その一つの事業をとってもやってまいりましたし、さまざまな事業についても、やれることは何かと、できる限りのことをしようという思いで市の職員は頑張ってきております。

先立って、毎日新聞社の主催で、市内の10大学の学長トップの皆さんと市長を呼んでいただきまして、大変ありがたいこの会でありまして、私ども私立大学だとか、いろんないくつかの大学とは、協定を結んだりしてやっているんですが、私立の大学も含めて、10大学のトップが集まって、そこでさまざまな問題を論ずるといって、そういう場を作っていただいております。その場で直近の学生の置かれている状況について、大学側の受け止めと、私どもへの政策的な提案もございました。それを聞いておりまして、改めて財政的な金銭的な問題に加えて、メンタルヘルスという面でも、大変苦勞しながら大学が対応しているということも、改めて認識をしたところでもあります。状況はこの一進一退といいますか、今後どうなるのかはまだ感染状況わかりません。依然として厳しいものがあるというふうに、私は感じておりまして、そうした10大学のトップとの懇談などを通じまして、また市の職員からの報告を受けまして、状況は学生にとっては、まだまだ大変厳しいものがあるという認識をしております。今後いくつかの政策をやってまいりまして、フィードバックもありますので、いろんな報告を聞いたり、私どもなりに状況を把握しながら、できることをしっかりとこれからも取り組んでいきたいと考えております。

■永井佑議員

ありがとうございます。市長からの答弁いただきまして、一進一退の状況と、そして先ほど局長からの答弁がありました。応援給付金の中でちょっと触れさせていただくんですけど、先ほど紹介した大学担当課の方のように、今もう困ってないのではと、食料支援の団体の情報が迷惑になると、中にはいらっしゃるかもしれませんが、やっぱり一進一退で今後変わっていくと思いますので、改めて実態を調査していただきたいです。

市が行った応援給付金の要項の文章にはこう書いてあります。支援対象者には、応援給付金について、後日アンケート調査を実施することがあります。その際にはご協力をお願いしますと書いています。市長は先ほど一進一退という状況を言われました。また局長の答弁で大学4年生がもう卒業したということがあるんですけど、その後の動向で応援給付金を本市からお渡しした学生たちに、この間どのような生活をされていますか？今困っていることはありますか？と聞いてみる必要があるのではないですか。答弁お願いします。

●企画調整局長

どのような形でということについては、少し考えたいと思います。ただ日常、市長が先ほど、学長級の方々と市長を含めたトップのレベルの対話をする場面、それから年に数回、我々各大学の事務局と意見交換もしています。基本的には、大学がやっぱり責務の中で、各大学に所属する大学の学生の状況は、基本的には大学の方が把握するべきとは思っていますが、必要という状況が発生していることが、我々として認識する場合には、こういった形で学生の状況を把握することになるかについては、今後少し研究したいと思います。

■永井佑議員

〔性的マイノリティの方々への支援について〕

はい学生のことをしっかり捉えていただきたいと思います。残り時間で、ジェンダー問題、ジェンダー平等社会の実現に向けて、性的マイノリティの方々への支援の枠から質問をさせていただきます。先ほどの回答にございました。さまざま取り組みを行っていただいているということでしたが、先進的な取り組みを進める渋谷区について、少し紹介をさせていただきます。渋谷の男女平等ダイバーシティセンターアイリスの方にお話を伺いました。本市で行っている相談センターの取り組みについては、先ほど質問しましたが、渋谷区の相談センターは、当事者の方々からお話を聞いた上で、若者も相談しやすい土曜日の相談窓口の開設とし、複数体制で相談を受けています。相談者の方を地元の NPO 法人に紹介し、日常的に相談交流できることを大事にしたコミュニティでつないでいます。区の担当の方は、町の姿勢ではなく、区外の NPO 法人につないでいくことも視野に入れているそうです。人口の規模の違いもありますが、2021 年度は半年で 60 人弱の相談を受け付けています。それでもメールでのやり取りはされていないようで、相談ツールが電話だけというのはやはりハードルが高いと話されていました。この例も参考にし、土日の相談センターの開設や、最近リニューアルされた市の公式 LINE の活用もできるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

●保健福祉局長

相談窓口のいわゆる対応の方法についてのご質問ですけれども、まずは今回答弁を差し上げたとおり SNS と活用して、どの程度の相談ニーズがあるのか、その辺をまず見極めたいと思っています。またその結果を受けて、どのような相談対応を講じていくのか、さらに研究していきたいと思っています。

■永井佑議員

ありがとうございます。SDGs 未来都市としてふさわしい取り組みを求めていくことも大事だと思います。SDGs 未来都市の北九州市 5 番目の目標であるジェンダー平等を実現しようというテーマにも照らし、具体化させていくことが必要です。ジェンダー平等社会の実現は相談センターの解説や、さまざまな媒体を活用して啓発している段階で、先ほど答弁をいただきましたが、SNS でも活用してさらに充実させていくというように、SDGs 未来都市として、市内外に示していくことも必要だと考えますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

最後に、10 月の総選挙でもジェンダー平等社会の実現が争点となりました。各党政策を掲げていたと思います。このテーマについても考えていくこと、市がイニシアチブを取り啓発していくことが大事です。北九州市議会に専門家などをお招きして、どのような課題があるのか、国や他の地方自治体のジェンダー平等社会には何が必要なのか、いろいろ調査がありますが、性的マイノリティと言われる方 8 人に 1 人という調査もあるし、13 人に 1 人という調査もあります。そういった方々を支援するためにも、市としてどのようなことができるのか、学習会の場を持ってはいかがでしょうか。ここにいる我々議員が市職員の皆さんとともに学び、市政だよりやさまざまな媒体へ通して、学習会の模様を発信し、各地の市民センターなどで、今度は我々が学習会の講師、ファシリテーターとして活動することもできます。議員の中には、SNS を積極的に活用している方もいらっしゃいます。我々が、市内隅々まで学んだことを紹介し、啓発していく先頭に立つことができると思います。市として発信していく大事な機会とすることができると考えますが、答弁を求めます。

●北橋市長

ジェンダー平等は、SDGs17 のゴールの中でも、大変重要な目標であります。とりわけ諸外国から、他にどんないいことをやっても、日本の国はジェンダーの点で、非常に遅れているという、そういう評価がもっぱらなだけに、やはり日本の国全体としても、この SDGs、とりわけジェンダーの平等に向かって努力することが、今求められていると思います。でこの場合、女性の活躍という面と、今議員がおっしゃったようなマイノリティの問題があると思います。いずれにしても、いろんな先進的な事例もよく念頭において、努力をしていきたいと思えます。

以上